

# P T A 規 約

## 第一章 名 称

第1条 本会は島本町立第二中学校 P T A と呼び、事務所を島本町立第二中学校におきます。

## 第二章 目 的

- 第2条 1. 家庭と学校が協力し、生徒の健全な育成に務めます。  
1. 会員相互の資質向上のため、研修および親睦をはかります。  
1. 公費による教育の実現と、教育環境の整備に務めます。

## 第三章 性 格

- 第3条 本会は教育関係団体であり、宗教的、政治的、営利的色彩をもつものではなく、また他のいかなる団体の支配、干渉も受けません。
- 第4条 本会は学校教育活動を助けるために、意見を具申し、また、協力しますが、学校管理や教員の人事に一切干渉するものではありません。

## 第四章 組 織

- 第5条 本会は、島本町立第二中学校生徒の保護者および本校教職員のうち、入会している者を会員とし、組織します。

## 第五章 事 業

- 第6条 本会は第 2 条のための事業を行うものとします。

## 第六章 機 関

- 第7条 本会に、次の機関をおきます。  
総会 運営委員会 指名委員会 会計監査委員会
- 第8条 総会は毎年 1 回以上開きます。臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、または会員（世帯）の 5 分の 1 以上の要求があった場合、それぞれ随時開きます。総会および臨時総会は会員の 3 分の 1 以上の委任状を含む出席がなければ決議することができません。決議は出席者の過半数の同意を必要とします。総会および臨時総会の決議は次のいずれかの方法に基づいて行います。  
・対面集会による決議  
・書面または電子書面による決議
- 第9条 運営委員会は、会長・副会長・庶務・会計・文化委員及び学校長・教頭・学校庶務で構成する本会の執行機関で、会の総括的な事業等について協議運営します。
- 第10条 会計監査委員会は前年度運営委員 2 名をもって構成されます。

## 第七章 会 計

- 第11条 本会の経費は会費・事業収入金でまかねます。
- 第12条 会費は 1 世帯につき年額 3,000 円（1 口以上も可）とします。
- 第13条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。
- 第14条 さけがたい経費の不足を生じた場合は、総会の決議により臨時費を徴収することができます。

## 第八章 役員および任務

第15条 本会は下記の役員をおきます。

会長 1名 副会長複数名 庶務 1名 会計 1名 文化委員 3名 会計監査委員 2名

第 15 の 2 必要に応じて顧問をおくことができます。

第16条 役員の任期は1年とします。ただし再任を妨げません。

1. 会長 本会を代表し、会務を総括します。
1. 副会長 会長を補佐し、会長不在の時は会長の代理をします。
1. 庶務 各種会合の通知をし、議事を記録します。
1. 会計 本会の収入・支出等の会計事務を行い総会に報告します。
1. 文化委員 学校と協力しあって会員相互の連絡を密にし、生徒の健全な育成に務める事業を行います。適時、会員より事業ボランティアを募り活動を行います。
1. 会計監査委員 毎年1回以上、本会の会計を監査し総会に報告します。
1. 顧問 本会に関わる諸事業について助言出来ます。

## 第九章 雜則

第17条 本規約の変更は、総会の7日前までにPTA会員へ原案を示し、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第18条 本会の役員は指名委員会において選出する。選出方法については別に規定を設ける。

第19条 本会の弔慰および旅費等については「弔慰規定」及び「旅費等についての規定」に定め適正に運用するものとする。

第20条 個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

### 附則（実施時期）

本規約は昭和52年7月4日より施行する。

平成2年4月27日一部改正。

平成12年3月4日一部改正。

平成13年3月3日一部改正。

平成15年3月4日一部改正。

平成23年3月4日一部改正。

平成27年3月6日第七章第14条

第九章第24条から第29条削除 一部改正。

平成27年12月8日一部改正。

平成31年3月1日第24条の追記。

令和3年12月11日一部改正。

令和5年10月26日一部改正。

令和6年11月19日第十一章を制定。

令和7年3月3日一部改定。

令和7年6月11日第19条改正。